介護サービス事業者自主点検表

（令和３年11月版）

通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン

及び

介護予防通所リハビリテーション

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 |  |
| 　電話番号 |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実施指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課****〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１****甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口****TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889****e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　　この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和３年度改正に係る部分です。

⑥　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑦　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑧　この自主点検表は通所リハビリテーションの運営基準等を基に作成されていますが、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防通所リハビリテーションについても通所リハビリテーションの運営基準等に準じて（通所リハビリテーションを介護予防通所リハビリテーションに読み替えて）一緒に自主点検してください。

３　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成３１年甲府市条例第４号） |
| 予防条例 | 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成３１年甲府市条例第５号） |
| 法  | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行令  | 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 平１２老企５４ | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成１２年３月３０日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平１１厚令３７ | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号） |
| 平１１老企２５ | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 令3厚労令9 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号） |
| 令3厚労令71 | 介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年３月１５日厚生労働省告示第７１号） |
| 平１２厚告１９ | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平１２老企３６ | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平１８厚労令３５ | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号） |
| 平１８厚労告１２７ | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号） |
| 平１８-０３１７００１号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について　（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号　厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平２７厚告９４ | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号） |
| 平２７厚告９５ | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平２７厚告９６ | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号） |

 介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 |  |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 用語の定義 |  |
| 4 | 通所リハビリテーション事業所の人員基準 |  |
| 5 | 診療所の人員基準 |  |
| 6 | 介護予防通所リハビリテーション事業の人員基準 |  |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 7 | 通所リハビリテーション事業所の設備基準 |  |
| 8 | 介護予防通所リハビリテーション事業所の設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 10 | 提供拒否の禁止 |  |
| 11 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 12 | 受給資格等の確認 |  |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 14 | 心身の状況等の把握 |  |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 |  |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 17 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 18 | 居宅サービス計画等の変更の援助 |  |
| 19 | サービスの提供の記録 |  |
| 20 | 利用料等の受領 |  |
| 21 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 22 | 通所リハビリテーションの基本取扱方針 |  |
| 23 | 通所リハビリテーションの具体的取扱方針 |  |
| 24 | 通所リハビリテーション計画の作成 |  |
| 25 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 26 | 緊急時等の対応 |  |
| 27 | 管理者等の責務 |  |
| 28 | 運営規程 |  |
| 29 | 勤務体制の確保等 |  |
| 30 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 31 | 定員の遵守 |  |
| 32 | 非常災害対策 |  |
| 33 | 衛生管理等 |  |
| 33-2 | 新型コロナウイルス感染症対策 |  |
| 34 | 掲示 |  |
| 35 | 秘密保持等 |  |
| 36 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 37 | 苦情処理 |  |
| 38 | 地域との連携等 |  |
| 39 | 事故発生時の対応 |  |
| 40 | 虐待の防止 |  |
| 41 | 会計の区分 |  |
| 42 | 記録の整備 |  |
| 第６ | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| 43 | 介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針 |  |
| 44 | 介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針 |  |
| 45 | 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点 |  |
| 46 | 安全管理体制等の確保 |  |
| 第７ | 変更の届出等 |  |
| 47 | 変更の届出等 |  |
| 第８ | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 48 | 基本的事項 |  |
| 49 | 医療保険との調整 |  |
| 50 | 通所リハビリテーションの提供について |  |
| 51 | 事業所規模による区分の取扱い |  |
| 52 | 所要時間の取扱い |  |
| 53 | 定員超過・人員欠如減算 |  |
| 54 | 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い |  |
| 55 | 理学療法士等体制強化加算 |  |
| 56 | 連続して延長サービスを行った場合に係る加算 |  |
| 57 | リハビリテーション提供体制加算 |  |
| 58 | 中山間地域等居住者サービス提供加算 |  |
| 59 | 入浴介助加算 |  |
| 60 | リハビリテーションマネジメント加算 |  |
| 61 | 短期集中個別リハビリテーション実施加算 |  |
| 62 | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 |  |
| 63 | 生活行為向上リハビリテーション実施加算 |  |
| 64 | 若年性認知症利用者受入加算 |  |
| 65 | 栄養アセスメント加算 |  |
| 66 | 栄養改善加算 |  |
| 67 | 口腔・栄養スクリーニング加算 |  |
| 68 | 口腔機能向上加算 |  |
| 69 | サービス種類相互の算定関係 |  |
| 70 | 重度療養管理加算 |  |
| 71 | 中重度ケア体制加算 |  |
| 72 | 科学的介護推進体制加算 |  |
| 73 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い |  |
| 74 | 送迎減算 |  |
| 75 | 移行支援加算 |  |
| 76 | サービス提供体制強化加算 |  |
| 77 | 介護職員処遇改善加算 |  |
| 78 | 介護職員特定処遇改善加算 |  |
| 第９ | 介護予防通所リハビリテーション費の算定及び取扱い |  |
| 79 | 12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合 |  |
| 80 | 運動器機能向上加算 |  |
| 81 | 選択的サービス複数実施加算 |  |
| 82 | 事業所評価加算 |  |
| 第10 | その他 |  |
| 83 | 介護サービス情報の公表 |  |

| 項　目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |
| 1　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項平11厚令37第3条第1項 |
|  | ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第2項平11厚令37第3条第2項 |
| （高齢者虐待の防止） | ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第3項平11厚令37第3条第3項 |
|  | ④　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条 |
|  | 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】　ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）　ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。　オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |  | 高齢者虐待防止法第2条 |
|  | ⑤　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 | はい・いいえ事例なし | 高齢者虐待防止法第7条、第21条 |
|  | ⑥　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |
|  | ⑦　サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第4項平11厚令37第3条第4項 |
|  | ※　介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進についてサービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  | 平11老企25第3の一の3(1) |
|  | ⑧　暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第７０条第２項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | いない・いる | 条例第4条【独自基準（市）】 |
| 第２　基本方針 |
| ２　基本方針 |  事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。  | はい・いいえ | 条例第124条平11厚令37第110条 |
| 〔通所リハビリテーションの基本方針〕指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 |
|  | 〔介護予防通所リハビリテーションの基本方針〕　指定介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。  |  | 予防条例第77条平18厚労令35第116条 |
| 第３　人員に関する基準 |
| ３用語の定義等 | 【「常勤」（用語の定義）】　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所為低労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、１の事業者によって行われる指定通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第６５条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定により、同条第２号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 平11老企25第2の2の(3) |
|  | ※　併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「他の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限ります。　　　同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 |  |  |
|  | 【「常勤換算方法」（用語の定義）】　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。　　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が通所介護の介護職員と訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、通所介護の介護職員の勤務延時間数には、通所介護の介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第１３条第１項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことが可能です。 |  | 平11老企25第2の2の(1) |
|  | 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）】原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 | 　 | 平11老企25第2の2の(4) |
| ４　通所リハビリテーション事業所の人員基準(1) 医師 | ①　医師は、指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第125条第1項第1号平11厚令37第111条第1項第1号 |
| ②　医師は常勤の者を配置していますか。  | はい・いいえ | 条例第125条第3項 |
| ※　専任の常勤医師が１人以上勤務している必要があります。 |  | 平11老企25第3の7の1の(1)① |
| ※　指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。 |  |  |
| ※　指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件を満たしているものとします。　 　また、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件を満たしているものとします。 |  |  |
| （2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員 | ①　指定通所リハビリテーションの単位の利用者の数が10人以下の場合は、その提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員（看護師・准看護師）若しくは介護職員（以下「従業者」という。）が１以上確保されていますか。 | はい・いいえ | 条例第125条第1項第2号ア |
| ②　指定通所リハビリテーションの単位の利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が、利用者の数を10で除した数以上確保されていますか。＜必要数計算式＞必要数人利用者数人　　　　　　　　　　　÷１０人＝　　　　　　　⇒（例）（55人）　　　　　　　　　　（5.5）　　　　（６人） | はい・いいえ | 条例第125条第1項第2号ア |
|  | ※　利用者とは、当該通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、通所リハビリテーションの事業と介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの利用者を指します。 |  |  |
|  | ※　ここでの利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者または利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。したがって、例えば、１日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ1人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。 |  | 平11老企25第3の7の1(1)の②ニ |
|  | ※　指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションのことをいい、例えば、次のような場合は、２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。ア　指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた２つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合イ　午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合 |  | 平11老企25第3の7の1の(1)②イ |
|  | ※　同一事業所での複数の単位に指定通所リハビリテーションを同時に行う場合は、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となります。 |  | 平11老企25第3の7の1(1)の②ホ |
|  | ③　上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに１以上確保されていますか。＜必要数計算式＞必要数人利用者数人　　　　　　　　　　　÷100人＝　　　　　　　⇒（例）（55人）　　　　　　　　　　（0.55）　　　　　（１人） | はい・いいえ | 条例第125条第1項第2号イ |
|  | ※　７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとします。 |  | 平11老企25第3の7の1(1)の②ロ |
|  | ※　提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に基準条例上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものです。（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が２人必要である場合、提供時間帯の２分の１ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては４人が必要となります。）　　　また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が100人又はその端数を増すごとに１以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うことです。　　　所要時間１時間から２時間の指定通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。 |  | 平11老企25第3の7の1(1)の②ハ |
|  | ※　この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指します。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当します。 |  |  |
|  | ※　従業者１人が１日に行うことができる指定通所リハビリテーションは２単位までです。ただし、１時間から２時間までの指定通所リハビリテーションについては０．５単位として扱います。 |  | 平11老企25第3の7の1(1)の②へ |
| ５　診療所の人員基準 (1)　医師 | ①　利用者の数が同時に10人を超える場合は、専任の常勤医師が１人以上勤務していますか。  | はい・いいえ | 平11老企25第3の7の1(2)①イ |
| ②　利用者の数が同時に10人以下の場合は、専任の医師が１人勤務しており、利用者数は、専任の医師１人に対し１日48人以内となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第125条第2項第1号平11老企25第3の7の1(2)①ロ  |
| (2)　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員 | ①　指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員（以下「従業者」という。）が１以上確保されていますか。 | はい・いいえ | 条例第125条第2項第1号 |
| ②　指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が利用者の数を10で除した数以上確保されていますか。＜必要数計算式＞必要数人利用者数人　　　　　　　　　　　÷１０人＝　　　　　　　⇒（例）（55人）　　　　　　　　　　（5.5）　　　　（６人） | はい・いいえ | 条例第125条第2項第1号 |
|  | ③　上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、０．１以上確保されていますか。 ＜常勤換算式＞（小数点第2位以下切捨）　従業者（職種　　　）　　　　の勤務延時間数時間常勤換算人常勤従事者の勤務時間数時間　　　　　　　　　　　 ÷　　　　　　　　 ＝(例)（４週　計16ｈ）　　 （週40ｈ×４週＝160ｈ）　（0.1人）  | はい・いいえ | 条例第125条第2項第2号 |
|  | ※　７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとします。 |  | 平11老企25第3の7の1(2)②ロ |
|  | ※　提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に基準条例上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものです。（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が２人必要である場合、提供時間帯の２分の１ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては４人が必要となります。） |  | 平11老企25第3の7の1(2)②ハ |
|  | ※　また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されていることとし、所要時間１時間から２時間の指定通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。 |  |  |
|  | ※　この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指し、具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当します。 |  |  |
|  | ※　従業者１人が１日に行うことができる指定通所リハビリテーションは２単位までです。ただし、１時間から２時間までの指定通所リハビリテーションについては０．５単位として扱います。 |  | 平11老企25第3の7の1(2)②へ |
| ６　介護予防通所リハビリテーション事業の人員基準 | 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、通所介護リハビリテーション事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例第125条第4項 |
| 第４　設備に関する基準 |
| ７　通所リハビリテーション事業所の設備基準 | ①　事業所は、通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等で、３平方メートルに利用定員（当該通所リハビリテーション事業所において同時に通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この点検表において同じ。）を乗じた面積以上のものを有していますか。 | はい・いいえ | 条例第126条第1項平11厚令37第112条 |
|  | ※　事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとします。 |  |  |
|  | ※　事業所ごとに備える設備については、専ら指定通所リハビリテーション事業の用に供するものでなければなりませんが、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道を挟んで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えありません。ア　当該部屋等において、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。イ　それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次の面積要件を満たしていること。 |  | 平11老企25第3の7の2(1) |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業所と併設の特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における通所リハビリテーション事業所を行うスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。ア　当該部屋等において、特別養護老人ホーム等の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。イ　特別養護老人ホーム等の機能訓練室等として使用される区分が、当該設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。なお、設備を共用する場合、基準条例において、指定通所リハビリテーション事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。 |  | 平11老企25準用（第3の6の2(4)） |
|  | ※　ただし、保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、指定通所リハビリテーション（１時間以上２時間未満に限る。）又は指定介護予防リハビリテーションを実施する場合には、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けている患者と介護保険の指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えありません。この場合に指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、常時、３平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者数（介護予防の利用者も合算した数）を乗じた面積以上とします。なお、機器及び器具は、サービス提供時間に関わらず、各サービスの提供に支障が生じない場合に限り、共用して差し支えありません。また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。 |  |  |
|  |  |  |
|  | ②　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えていますか。 | はい・いいえ | 条例第126条第2項 |
|  | ※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。 |  | 平11老企25準用（第3の6の2(3)） |
| ８　介護予防通所リハビリテーション事業所の設備基準 | 介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業と通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、通所リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準（上記の①及び②）を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例第126条第3項 |
| 第５　運営に関する基準 |
| ９　内容及び手続きの説明及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第9条第1項)平11厚令37第119条準用(第8条） |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。　ア　運営規程の概要　イ　通所リハビリテーション従業者の勤務の体制　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　　　等 |  | 準用(平11老企 25第3の1の3(2）） |
|  | ※　利用申込者の同意は、利用者及び通所リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(19)①） |
| 10　提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。  | いない・いる | 条例第134条準用(第10条)平11厚令37第119条準用(第9条) |
| ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供拒否することはできません。 |  | 準用(平11老企 25第3の1の3(3)） |
| ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |
| 11　サービス提供困難時の対応 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第11条)平11厚令37第119条準用(第10条） |
| 12　受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第12条第1項)平11厚令37第119条準用（第11条） |
| ②　被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第12条第2項) |
| 13　要介護認定の申請に係る援助 | ①　要介護認定の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。  | はい・いいえ | 条例第134条準用(第13条第1項)平11厚令37第119条準用（第12条） |
|  | ②　要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第13条第2項) |
| 14　心身の状況等の把握 | 　サービスの提供に当たってはサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第14条)平11厚令37第119条準用（第13条） |
| 15　居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第72条第1項)平11厚令37第119条準用（第64条） |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第72条第2項) |
| 16　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第16条)平11厚令37第119条 準用（第15条） |
| ②　居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。　　　　　　　　　　 | はい・いいえ |
| 17　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 　居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第17条)平11厚令37第119条準用（第16条） |
| 18　居宅サービス計画等の変更の援助 | 　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。　 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第18条)平11厚令37第119条準用(第17条） |
| ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  | 準用(平11老企25 第3の1の3(8)） |
| ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行わなければなりません。 |  |  |
| 19　サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第20条第1項)平11厚令37第119条準用（第19条） |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、サービスの内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(9)①） |
|  | ②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第20条第2項) |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです。・ サービスの提供日・ 具体的なサービスの内容・ 利用者の心身の状況・ その他必要な事項 |  |  |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第133条第2項【独自基準（市）】 |
| 20　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第106条第1項)平11厚令37第119条準用（第96条） |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第106条第2項) |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定通所リハビリテーションのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　利用者に、当該事業が指定通所リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。ウ　会計が訪問看護の事業の会計と区分されていること。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(11)②） |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第106条第3項) |
|  | ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用イ　通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって､利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用ウ　食事の提供に要する費用エ　おむつ代オ　ア～エに掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 |  |  |
|  | ※　上記イは、介護予防通所リハビリテーションでは受けることができません。 |  |  |
|  | ※　保険給付の対象となっているサ－ビスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(1)②） |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第106条第5項)平11厚令37第119条準用（第96条第5項） |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第41条8項 |
| ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | はい・いいえ | 施行規則第65条 |
| ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。〔参考〕「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） |
| 21　保険給付の請求のための証明書の交付 | 　法定代理受領サ－ビスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサ－ビスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第134条準用(第22条)平11厚令37第119条準用（第21条） |
| 22　通所リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第127条第1項平11厚令37第113条第1項 |
| ②　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第127条第2項平11厚令37第113条第2項 |
| 23　通所リハビリテーションの具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第128条第1号平11厚令37第114条 |
| ※　通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)① |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこととします。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)② |
|  | ②　通所リハビリテーション従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第128条第2号 |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第128条第3号 |
|  | ※　特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えてください。 |  |  |
|  | ④　リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第128条第3号平11厚令37第114条第4号 |
|  | ※　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とします。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)⑪ |
|  | ※　リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本としますが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではありません。また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者と情報共有を図ってください。 |  |  |
|  | ※　リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下、「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
| 24　通所リハビリテーション計画の作成 | ①　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第129条第1項平11厚令37第115条第1項 |
|  | ※　通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等の結果を基に、通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成してください。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)③ |
|  | ※　通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)④ |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業者が、指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた計画を作成した場合は、訪問リハビリテーション計画に関する基準を満たすことをもって、通所リハビリテーション計画に関する基準を満たしているものとみなすことができます。（通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの計画を一体的に作成することができます。）　　 |  | 条例第129条第6項 |
|  | ※　当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定することとします。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を１つの目標として分かりやすく記載するよう留意してください。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)⑫ |
|  | ②　通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第129条第2項 |
|  | ※　通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)⑤ |
|  | ③　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第129条第3項 、第4項 |
|  | ※　通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければなりません。また、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、当該リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければなりません。　　　 |  | 平11老企25第3の7の3(1)⑥ |
|  | ※　なお、交付した当該リハビリテーション計画書は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例133条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ④　通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第129条第5項 |
|  | ※　通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)⑬ |
|  | ※　指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。　イ　あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。　ロ　効果的なリハビリテーションがのサービスが提供できること。 |  | 平11老企25第3の7の3(1)⑭ |
|  | ⑤　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合に、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該通所リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の7の3(1)⑮ |
| 25利用者に関する市町村への通知 | 　利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第27条)平11厚令37第119条準用（第26条） |
| ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| 26緊急時等の対応 | 　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第28条)平11厚令37第119条準用(第27条） |
| 27管理者等の責務 | ①　管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができますが、この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしていますか。 | はい・いいえ | 条例第130条第1項平11厚令37第116条 |
|  | ②　管理者又は①の管理を代行する者は、通所リハビリテーション事業所の従業者に、「通所リハビリテーションの運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第130条第2項 |
| 28運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、｢運営規程」という。）を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第131条平11厚令37第117条 |
|  | ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務内容ウ　営業日及び営業時間エ　利用定員オ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額カ　通常の事業の実施地域キ　サービス利用に当たっての留意事項ク　非常災害対策ケ　虐待の防止のための措置に関する事項コ その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(19)①） |
|  | ※　ウの「営業日及び営業時間」について、7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。　　　例えば、提供時間帯（７時間）の前に連続して１時間、後に連続して２時間、合計３時間の延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあっては、当該指定通所リハビリテーション事業所の営業時間は10時間であるが、運営規程には、提供時間帯７時間、延長サービスを行う時間３時間とそれぞれ記載するものとすること。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(4)①） |
|  | ※　エの「利用定員」とは、同時に通所リハビリテーションを受けることができる利用者の数の上限をいいます。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(4)②） |
|  | ※　オの「通所リハビリテーションの内容」は、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。　　「利用料」には、法定代理受領サービスである通所リハビリテーションに係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない通所リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」には、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定します。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(4)③）準用（平11老企25第3の1の3(17)②） |
|  | ※　カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとします。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスの提供を行うこと妨げるものではありません。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(17)③） |
|  | ※　キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指します。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(4)④） |
|  | ※　クの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指します。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(4)⑤） |
|  | ※　ケの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(19)⑤） |
| 29勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。また、労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。　　 | はい・いいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。① 労働契約の期間に関する事項② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦ 昇給の有無（※） ⑧ 退職手当の有無（※）⑨ 賞与の有無（※） ⑩相談窓口（※） |
| ※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。　 |
|  | ②　事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第111条第1項)平11厚令37第119条準用（第101条） |
|  | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。 |  | 準用（平11厚令25第3の7の3(8)②） |
|  | ③　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第111条第2項) |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 |  | 準用（平11厚令37第3の6の3(5)②） |
|  | ※　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが可能です。 |  |  |
|  | ④　従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第111条第3項) |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  |  |
|  | ⑤　④の際、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定めるも者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第111条第3項) |
| 【努力義務】　当該設問の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月31日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第5条 |
|  | ※　認知症介護に係る基礎的な研修とは「認知症介護基礎研修」のことを指します。 |  |  |
|  | ※　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 |  | 準用（平11老企25第3の2の3（6）③）　 |
|  | ※　経過措置について令和６年３月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和６年３月31日までは努力義務で差し支えない）。 |  |  |
|  | ⑥　適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第111条第4項) |
|  | ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。　 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(21)④） |
|  | 　ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第６１５号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。ａ　　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | 　イ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第２４号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 |  |  |
| 30業務継続計画の策定等 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第3条 |
| ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第32条の2第1項)平11厚令37第105条準用(第30条の2） |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してくださいア　感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(6)②） |
|  | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。 |  |  |
|  | ②　通所リハビリテーション従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第32条の2第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(6)③） |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(6)④） |
|  | ※　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(6)①） |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第32条の2第3項) |
| 31定員の遵守 |  利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか（ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません）。 | いない・いる | 条例第134条準用(第112条)平11厚令37第119条準用(第102条) |
| 32非常災害対策 | ①　非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例134条準用（第113条第1項）平11厚令37第119条準用（第103条） |
|  | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。　　　なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。　　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(7)） |
|  | ②　非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。 | はい・いいえ | 条例134条準用（第113条第2項）【独自基準（市・県）】 |
|  | ※ ②の市・県の独自基準では、非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、事業所ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にしています。 |  |  |
|  | ③　訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例134条準用（条例第113条第3項） |
|  | ※　非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしています。 |  |  |
|  | ④　非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例134条準用（条例第113条第4項）【独自基準（市・県）】 |
|  | ※　④の独自基準では、大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている３日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品（おむつ等）、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源（調理用等）、発電機等が挙げられます。通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。　 |  |  |
|  | ※　非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」（平成２９年３月　山梨県福祉保健部）等を参考としてください。　　 |  |  |
| 33衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第132条第1項平11厚令37第118条 |
|  | ※　次の点に留意してください。ア　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ　特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ　医薬品の管理については、当該通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。エ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。　　　 |  | 平11老企25第3の7の3(5) |
|  | ※　イに掲げる感染症等については、以下の通知等に基づき発生及びまん延を防止するための措置を徹底していください。「介護現場における感染対策の手引き（第２版）」（令和3年3月厚生労働省老健局）「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月厚労省老人保健健康等増進事業）「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」（平成28年9月16日厚労省通知）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知　別添）「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成17年1月10日厚労省通知)）「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定　厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室）「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚生省通知）「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知）「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264） |  |  |
|  | ※　エについては、施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。 |  |  |
|  | ※　常時使用する労働者に対し、１年以内ごとに１回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに１回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  |  |
|  | ※　洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |  |  |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。　　 |  | 条例第132条第2項 |
|  | 【努力義務】当該事項の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第4条 |
|  | ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図っていますか。  | はい・いいえ | 条例第132条第2項第1号 |
|  | ※　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(8)②イ） |
|  | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
|  | イ　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第132条第2項第2号 |
|  | ※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してしください。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(8)②ロ） |
|  | ウ　事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第132条第2項第3号 |
|  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3(8)②ハ） |
|  | ※　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  |  |
| 33－2新型コロナウイルス感染症対策 | ①　事業所における取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（令和2年4月7日　事務連絡） |
| （感染症対策の再徹底）ア　感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進イ　積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備（直近2週間）（施設への立ち入り）ア　委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい発熱が認められる場合は入館を断るイ　業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 |  |
|  | ②　職員の取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ア　「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改定版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底イ　出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底ウ　感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応エ　職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底 |  |  |
|  | ③　ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | （基本的な事項）感染症拡大防止の観点から、「３つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底（送迎時の対応等）ア　送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断るイ　送迎時には、窓を開ける等換気に注意し、送迎後に利用者の接触頻度の高い場所（手すり等）を消毒ウ　発熱等により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供し、同事業所は必要に応じ訪問介護等の提供を検討エ　市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービス確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業者等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める。 |  |  |
|  | ※　新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。 |  |  |
| 34掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第34条第1項)平11厚令37第105条準用(第32条） |
|  | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 |  | 準用(平11老企 25第3の1の3(24）①） |
|  | ※　次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。イ　通所介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。 |  | 条例第134条準用(第34条第2項) |
| 35秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない・いる | 条例第134条準用(第35条第1項)平11厚令37第119条準用（第33条） |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書をとるなどの措置を講じてください。 |  |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第35条第2項) |
|  | ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第35条第3項) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(25)③） |
|  | ④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) |
|  | ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 |  |  |
| 36居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第134条準用(第38条)平11厚令37第119条準用（第35条） |
| 37苦情処理 | ①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第39条第1項)平11厚令37第119条準用（第36条） |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |  | 準用(平11老企25第3の1の3(28)①） |
|  | ②　上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第39条第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(23)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
| ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は５年間保存してください。 |  | 条例第133条【独自基準（市）】 |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第134条準用(第39条第3項) |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第134条準用(第39条第4項) |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第134条準用(第39条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第134条準用(第39条第6項) |
| 38地域との連携等 | ①　提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第40条第1項)平11厚令37第119条準用（第36条の２） |
| ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | 準用（平11老企25第3の1の3(29)①） |
|  | ②　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーションの提供を行うように努めていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第134条準用(第40条第2項) |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する通所リハビリテーション事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(29)②） |
| 39事故発生時の対応 | ①　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第41条第1項)平11厚令37第119条準用（第37条） |
|  | ②　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。 | はい・いいえ | 準用（平11老企25第3の1の3(30)①） |
|  | ③　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第41条第2項) |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例133条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ④　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第134条準用(第41条第3項) |
| ※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(30)②） |
|  | ※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていください。 |  | 準用（平11老企25第3の1の3(30)③） |
| 40虐待の防止 | 【努力義務】当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9附則第2条 |
|  | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |  | 準用（平11老企25 第3の1の3(31)） |
|  | ⑴　虐待の未然防止事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
|  | ⑵　虐待等の早期発見従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 |  |  |
|  | ⑶　虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 |  |  |
|  | ①　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第41条の2第1号)平11厚令37第119条準用（第37条の2） |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  | 準用（平11老企25 第3の1の3(31)①） |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 |  |  |
|  | ※　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第41条の2第2号) |
|  | ※　指定通所リハビリテーション事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 準用（平11老企25 第3の1の3(31)②） |
|  | ③　通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか | はい・いいえ | 条例第134条準用(第41条の2第3号) |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25 第3の1の3(31)③） |
|  | ④　①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第41条の2第4号) |
|  | ※　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 |  | 準用（平11老企25 第3の1の3(31)④） |
| 41会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第134条準用(第42条)平11厚令37第119条準用（第38条） |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年３月１０日老計第８号）イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年３月２８日 老振発第１８号）ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） |  | 準用（平11老企25第3の1の3(32)） |
| 42記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第133条第1項平11厚令37第118条の2  |
| ②　利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。ア　通所リハビリテーション計画イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ　市町村への通知に係る記録（項目25参照）エ　苦情の内容等の記録オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | はい・いいえ | 条例第133条第2項【独自基準（市）】 |
|  | ※　通所リハビリテーションに関する記録には診療記録が含まれます。 |  | 平11老企25第3の7の3(7) |
| 第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　 |
| 43介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第90条第1項平18厚労令35第124条 |
| ②　自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第90条第2項 |
| ※　提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 |  | 平11老企25第4の3の5(1) ④ |
|  | ③　単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第90条第3項 |
|  | ※　介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 |  | 平11老企25第4の3の5(1)① |
|  | ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第90条第4項平18厚労令35第124条第4項 |
| ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 |  | 平11老企25第4の3の5(1)③ |
|  | ⑤　介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第90条第5項平18厚労令35第124条第5項 |
|  | ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 |  | 平11老企25第4の3の5(1)② |
| 44介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針 | ①　主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の的確な把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第1号平18厚労令35第125条 |
| ②　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第2号 |
| ※　介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。 |  | 平11老企25第4の3の5(2)① |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。 |  | 平11老企25第4の3の5(2)② |
|  | ③　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第3号 |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25第4の3の7(2)③ |
|  | ④　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第4号、第5号 |
|  | ※　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた計画を作成した場合は、介護予防訪問リハビリテーション計画に関する基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション計画に関する基準を満たしているものとみなすことができます。（介護予防通所リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの計画を一体的に作成することができます。）　　 当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を１つの目標として分かりやすく記載するよう留意してください。 |  | 予防条例第91条第6号平11老企25第4の3の5(2)⑥ |
|  | ※　リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ⑤　サービスの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第7号 |
|  | ⑥　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第8号 |
|  | ⑦　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第9号 |
| ※　常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。 | 平11老企25第4の3の5(2)⑧ |
|  | ⑧　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第10号 |
|  | ⑨　医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第11号 |
|  | ※　介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。 |  | 平11老企25第4の3の5(2)⑨ |
|  | ⑩　医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第12号 |
|  | ※　モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行ってください。 |  | 平11老企25第4の3の5(2)⑨ |
|  | ⑪　上記①から⑨までについて、介護予防通所リハビリテーション計画の変更の際に行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第91条第13号 |
|  | ⑫　理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当末う事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、かいごの工夫などの情報を伝達していますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第4の3の5(2)⑪ |
| 45介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点 | 　介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行ってください。 |  | 予防条例第92条平18厚労令35第126条 |
| ①　サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 平18厚労令35第126条第1号 |
|  | ②　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。 | はい・いいえ | 平18厚労令35第126条第2号 |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労令35第126条第3号 |
| 46安全管理体制等の確保 | ①　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第93条平18厚労令35第127条第1項 |
|  | ②　サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。 | はい・いいえ | 平18厚労令35第127条第2項 |
|  | ③　サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平18厚労令35第127条第3項 |
|  | ④　サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 平18厚労令35第127条第4項 |
| 第７　変更の届出等 |
| 47変更の届出等 | 　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ | 法第75条第1項施行規則第131条 |
| ※　集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 |  | 平12老企36第1の1(5) |
|  | ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月１５日までに届出が必要です。 |  |  |
| 第８　介護給付費の算定及び取扱い |
| 48基本的事項 | ①　送迎に要する時間を除くサービス提供時間に応じた所定の単位数で算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19第1号 |
| ②単位数算定の際の端数処理単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19第2号 |
|  | ③金額換算の際の端数処理算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19第3号 |
| 49医療保険との調整 | 　　同一の疾患等について医療保険のリハビリテーションを行った後、介護保険における通所リハビリテーションの利用開始日を含む月の翌月以降は、手術・急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当となった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できません。医療保険における疾患別リハビリテーションを行う施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供する場合は、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで併用が可能です。 |  |  |
|  | ※　「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について（H30.3.30保医発0330第2号）　を参照してください。 |  |  |
| 50通所リハビリテーションの提供について | ①　平成27年度の介護報酬改定において、個別リハビリテーション実施加算が本体報酬に包括化された趣旨を踏まえ、利用者の状態に応じ、個別にリハビリテーションを実施していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)① |
| ②　指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、実施していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)② |
| ※　例外として、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定通所リハビリテーションへ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年４月22日老高発0422第1号、老認発0422第1号、老老発0422第1号）の別紙様式２－２－１をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式２－２－１に記載された内容について確認し、指定通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、別紙様式２－２－１をリハビリテーション計画書とみなして通所リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととします。　　　なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して３月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回のリハビリテーション計画を作成します。 |  |  |
|  | ③　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを終了する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)③ |
|  | ④　③における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)④ |
|  | ⑤　通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)⑤ |
|  | ※　初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行ってください。 |  |  |
|  | ⑥　指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して３月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定通所リハビリテーションの継続が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)⑥ |
|  | ⑦　新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して１月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)⑦ |
|  | ⑧　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(9)⑧ |
| 51事業所規模による区分の取扱い | 通所リハビリテーション費は厚生労働大臣が定める施設基準に従い、次の区分により算定していますか。（該当する□にチェックしてください。） | はい・いいえ | 平12厚告19別表7　イ～ハ |
| 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕 |  |  |
| 〔通常規模型〕　前年度の１月当たりの平均利用延人員数（要支援を含む）が750人以内の事業所であって、条例に定める設備に関する基準に適合している事業所 | [ ]  | 平27厚告96第10号イ |
|  | 〔大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）〕　前年度の１月当たりの平均利用延人員数（要支援も含む）が750人を超え900人以内の事業所であって、条例に定める設備に関する基準に適合している事業所 | [ ]  | 平27厚告96第10号ロ |
|  | 〔大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）〕　前年度の１月当たりの平均利用延人員数（要支援も含む）が900人を超える事業所であって、条例に定める設備に関する基準に適合している事業所 | [ ]  | 平27厚告96第10号ハ |
|  | ※　平均利用延人員数の計算に当たっては、当該通所リハビリテーション事業所に係る通所リハビリテーション事業者が、介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の１月当たりの平均利用延人員数を含みます。 ただし、通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとします。 |  | 平12老企36第2の8(8)① |
|  | ※　１時間以上２時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の１を乗じて得た数を用います。　２時間以上３時間未満の報酬を算定している利用者及び３時間以上４時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、４時間以上５時間未満の報酬を算定している利用者及び５時間以上６時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数とします。 |  | 平12老企36第2の8(8)② |
|  | ※　また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が２時間未満の利用者については、利用者数に４分の１を乗じて得た数とし、２時間以上４時間未満の利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、利用時間が４時間以上６時間未満の利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数とします。 |  |  |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。 |  |  |
|  | ※　１月間（歴月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用人員数については、当該月の平均利用延人員数に７分の６を乗じた数によるものとします。 |  |  |
|  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね２５％以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、市長に届け出た当該事業所の利用定員の９０％に予定される１月当たりの営業日数を乗じて得た数とします。 |  | 平12老企36第2の8(7)③ |
|  | ※　毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の１月当たりの平均利用延人員数とします。 |  | 平12老企36第2の8(7)④ |
| 52所要時間の取扱い | 　所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19別表7の注1 |
|  | ※　単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、指定通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します（このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。）。 |  | 平12老企36第2の8(1)① |
|  | ※　指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、１日30分以内を限度として、指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間に含めることができます。イ　居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施する場合ロ　居宅内の介助等を行う者が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧ホームヘルパー1級研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー２級研修課程修了者を含む。）又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が３年以上の介護職員である場合 |  | 平12老企36第2の8(1)② |
|  | ※　当日の利用者の心身の状況から、実際の指定通所リハビリテーションの提供が通所リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えありません。なお、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定します。 |  | 平12老企36第2の8(1)③ |
|  | ※　利用者に対して、１日に複数の指定通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの指定通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとします（例えば、午前と午後に指定通所リハビリテーションを行う場合にあっては、それぞれについて通所リハビリテーション費を算定します。）。ただし、１時間以上２時間未満の指定通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できません。 |  | 平12老企36第2の8(1)④ |
| 53定員超過・人員欠如減算 | 　利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平12厚告第27号第2号）に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注1 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平12厚告27第2号イ、ロ |
|  | ア　定員超過減算月平均の利用者の数（介護予防の利用者も合算した数）が、運営規程に定められている利用定員を超える場合イ　人員欠如減算　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない場合 |  |
|  | 〔定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について〕 |  | 平12老企36第2の8(25) |
|  | ※　利用者の数は、１月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。１月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。 |  | 平12老企36第2の7（22）②準用 |
|  | ※　利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 |  | 平12老企36第2の7（22）③準用 |
|  | ※　災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。 |  | 平12老企36第2の7（22）⑤準用 |
|  | 〔人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について〕 |  | 平12老企36第2の8（26）② |
|  | ※　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の配置数については、　 ア　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。　 イ　１割以内の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。） |  |  |
|  | ※　市は、定員超過利用及び著しい人員基準欠如が継続する場合においては、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消を検討します。 |  | 平12老企36第2の8（26）③第2の7（22）④準用 |
| 54感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い | 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の５以上減少している場合に、市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から３月以内に限り、１回につき所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から３月以内に限り、引き続き加算することができます。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注2平12老企36第2の8(3)⑤ |
|  | ※　基本報酬への３％加算（以下「３％加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例に（以下「規模区分の特例」という。）の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせします。　　なお、今般の新型コロナウイルス感染症は３％加算や規模区分の特例の対象となります。 |  | 令3老認発0316第4号,老老発0316第3号別紙　Ⅰ |
|  | ※　感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合における、提供する事業所規模別の報酬区分別の評価方法は以下のとおりです。　通所リハビリテーション（通常規模型）　　・　３％加算の算定を行う。　通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）　　・　３％加算の算定又は規模区分の特例の適用いずれかを行う。　　・　当該加算の算定要件及び当該特例の適用要件のいずれにも該当する事業所においては、規模区分の特例を適用することとする。 |  |  |
|  | ア　３％加算について　 |  |  |
|  | 〔算定要件〕　減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の１月当たりの平均利用延人員数（以下「算定基礎」という。）から100分の５（以下「５％」と表記する。）以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から３月以内に限り、基本報酬の100分の３（以下「３％」と表記する。）に相当する単位数を加算します。 |  | 令3老認発0316第4号,老老発0316第3号別紙　Ⅱ(1) |
|  | ※　利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると市が認める場合には、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から３月以内に限って延長が可能です。 |  |  |
|  | ※　３％加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎により判定を行うこととします。 |  |  |
|  | ※　加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から５％以上減算していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とします。 |  |  |
|  | ※　本加算は、区分支給限度額基準額管理の対象外の算定項目です。 |  |  |
|  | 〔各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定方法〕各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、「事業所規模による区分の取扱い」の③の取扱いと同様とします。 |  | 令3老認発0316第4号,老老発0316第3号別紙　Ⅱ(3) |
|  | ※　各月の利用延人員数及び前年度の１月当たりの平均利用延人員数は、計算した値の小数第３位を四捨五入することします。 |  |  |
|  | ※　各月の利用延人員数が５％以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第３位を四捨五入することとします。 |  |  |
|  | ※　３％加算の単位数算定にあたっての端数処理は、「基本的事項」の②を準用し、小数点以下四捨五入とします。 |  |  |
|  | 〔加算の算定にあたっての届出〕①　〔算定要件〕に基づき、月の利用延人員数が減少しているか判定します。②　①の結果、当該月の利用延人員数が５％以上減少している場合は、当該減少月の翌月15日までに、市に加算算定の届出を行い、届出の翌月（加算適用開始月）から3月間加算を算定することができます。③　当該加算算定の届出を行った事業所は、加算算定の届出を行った月から算定終了月まで、毎月利用延人員数を算出します。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、５％以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに市に届け出ることとします。（届出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意してください。なお、５％以上減少していた場合は、届出を行う必要はありませんが、監査時等市からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。）④　加算算定終了の前月においてもなお、算定基礎と比較して月の利用延人員数が５％以上減少している場合には、当該月の翌月15日までに、利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要すること等の加算算定の延長を希望する理由を添えて、市に加算算定の延長の届出を行い、当該延長の届出の翌月から３月間加算算定の延長を行うことが可能です。（ただし⑤により、月の利用延人員数が算定基礎から５％以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とします。）⑤　加算算定の延長の届出を行った事業所は、加算算定延長の届出を行った月及びその翌月について、各月の利用延人員数を算出します。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、５％以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに市に届け出ることとします。（届出を怠った場合は、加算延長に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意してください。なお、５％以上減少していた場合は、届出を行う必要はありませんが、監査時等市からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。） |  | 令3老認発0316第4号,老老発0316第3号別紙　Ⅲ(1) |
|  | イ　規模区分の特例 |  |  |
|  | 〔算定要件〕減少月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合には、当該減少月の翌々月から当該より小さい事業所規模別の報酬区分を適用します。 |  | 令3老認発0316第4号,老老発0316第3号別紙　Ⅱ(2) |
|  | ※　具体的には、通所リハビリテーション（大規模型Ⅱ）については、減少月の利用延人員数が750人超900人以下となった場合は、それぞれ通所介護（大規模型Ⅰ）を、750人以下となった場合は通所リハビリテーション（通常規模型）及を算定することとします。また、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ）については、減少月の利用延人員数が750人以下となった場合は、通所リハビリテーション（通常規模型）を算定することとします。 |  |  |
|  | ※　当該特例の適用期間内に、月の利用延人員数が、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超え、かつ、当該特例適用前の事業所規模別の報酬区分の利用延人員数まで戻った場合は、当該月の翌月をもって当該特例の適用は終了とします。 |  |  |
|  | 〔特例の適用にあたっての届出〕① 通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）において、〔算定要件〕に基づき、月の利用延人員数が減少し、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となっているか判定します。② より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となっている場合は、当該減少月の翌月15日までに、市に特例適用の届出を行い、届出の翌月（特例適用開始月）から、当該より小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能です。③ 特例適用の届出を行った事業所は、特例適用の届出を行った月から適用終了月まで、毎月利用延人員数を算出します。各月の利用延人員数が当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えた場合は、その旨を速やかに市に届け出ることとします。（届出を怠った場合は、当該特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意してください。なお、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えない場合は、届出を行う必要はありませんが、監査時等市からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。 |  | 令3老認発0316第4号,老老発0316第3号別紙　Ⅲ(2) |
| 55理学療法士等体制強化加算 | 　１時間以上２時間未満の指定通所リハビリテーションについて、人員基準上必要とされる員数を超えて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を専従かつ常勤で２名以上配置している事業所については、１日につき30単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注3 |
| ※　「専従」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所において行うリハビリテーションについて、当該リハビリテーションを実施する時間に専らその職務に従事していることで足ります。 |  | 平12老企36第2の8(4) |
| 56連続して延長サービスを行った場合に係る加算 | 日常生活上の世話を行った後に引き続き、所要時間７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合または所要時間７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が、８時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注4 |
| ８時間以上９時間未満の場合　 　 　　　　50単位 | [ ]  |
| ９時間以上10時間未満の場合 　　　　100単位 | [ ]  |
| 10時間以上11時間未満の場合 　　　　150単位 | [ ]  |
| 11時間以上12時間未満の場合　　　　　200単位 | [ ]  |
| 12時間以上13時間未満の場合　　　　　250単位 | [ ]  |
| 13時間以上14時間未満の場合　　　　　300単位 | [ ]  |
|  | ※　当該加算は、所要時間７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して指定通所リハビリテーションを行う場合について、６時間を限度として算定されるものです。　　　例えば、８時間の指定通所リハビリテーションの後に連続して２時間の延長サービスを行った場合や、８時間の指定通所リハビリテーションの前に連続して１時間、後に連続して１時間、合計２時間の延長サービスを行った場合には、２時間分の延長サービスとして100単位を算定します。 |  | 平12老企36第2の8(5)① |
|  | ※　当該加算は指定通所リハビリテーションと延長サービスを通算した時間が８時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、７時間の指定通所リハビリテーションの後に連続して２時間の延長サービスを行った場合には、指定通所リハビリテーションと延長サービスの通算時間は９時間であり、１時間分（時間＝９時間－８時間）の延長サービスとして50単位を算定します。 |  | 平12老企36第2の8(5)② |
|  | ※　延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていることが必要です。 |  | 平12老企36第2の8(5)③ |
| 57リハビリテーション提供体制加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所については、リハビリテーション提供体制加算として、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注5 |
|  | 　所要時間３時間以上４時間未満の場合　　　　　12単位 | [ ]  |  |
|  | 　所要時間４時間以上５時間未満の場合　　　　　16単位 | [ ]  |  |
|  | 　所要時間５時間以上６時間未満の場合　　　　　20単位 | [ ]  |  |
|  | 　所要時間６時間以上７時間未満の場合　　　　　24単位 | [ ]  |  |
|  | 　所要時間７時間以上の場合　　　　　　　　　　　　28単位 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚労告95第24の3 |
|  | 指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 | はい・いいえ |
|  | ※　イにおいて「常時」とされていることから、提供時間帯を通じて配置された日についてのみ算定できます。 |  | 平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A（vol.3） |
| ※　「当該事業所の利用者の数」とは、指定通所リハビリテーション事業者と指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計をいいます。 |  | 平12老企36第2の8(6) |
| 58中山間地域等居住者サービス提供加算 | 　指定通所リハビリテーション事業所の医師等が、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて通所リハビリテーションを行った場合は、１日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注6 |
| 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町県内対象地域については山梨県ホームページでご確認ください。 |  | 平21厚告83第2号 |
|  | ※　本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。 |  | 平12老企36第2の8(7) |
| 59入浴介助加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注6 |
| ア　入浴介助加算（Ⅰ）　　　　　40単位 | [ ]  |  |
| イ　入浴介助加算（Ⅱ）　　　　　60単位 | [ ]  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚告95第24の4号 |
|  | ア　入浴介助加算（Ⅰ）入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助ですか。 | はい・いいえ |  |
|  | ロ　入浴介助加算（Ⅱ）　　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ⑴　 入浴介助加算（Ⅰ）の基準に適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵ 　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していますか。また、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　当該事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、医師との連携の下で利用者の身体の状況、訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑷　⑶の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　入浴介助加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直製接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となります。なお、この入浴の場合には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴）や清拭である場合は、これを含むものとします。 |  | 平12老企36第2の8(10)ア① |
|  | ※　通所リハビリテーション計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。 |  | 平12老企36第2の8(10)ア② |
|  | ※　入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身でまたは家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下のａ～ｃを実施することを評価するものです。なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、ａ～ｃを実施してください。 |  | 平12老企36第2の8(10)イ② |
|  | ａ 　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員を含む。）が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価します。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所リハビリテーション事業所に対しその旨情報共有してください。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意してください。※　当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行ってください。 |  |  |
|  | ｂ 　指定通所リハビリテーション事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成します。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとします。 |  |  |
|  | ｃ　 ｂの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。なお、この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものとして差し支えありません。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであることとします。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。 |  |  |
| 60リハビリテーションマネジメント加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注8 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 |  |  |
| ア　リハビリテーションマネジメント加算（A）イ 　　　　　　　  |  |  |
| 　　⑴　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　560単位 | [ ]  |
| 　　⑵　当該日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　240単位 | [ ]  |
| イ　リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ 　　　　　　　  |  |
| 　　⑴　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　593単位 | [ ]  |
| 　　⑵　当該日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 273単位 | [ ]  |
|  | ウ　リハビリテーションマネジメント加算（B）イ 　　　　　　　  |  |  |
|  | 　　⑴　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　830単位 | [ ]  |  |
|  | 　　⑵　当該日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　543単位 | [ ]  |  |
|  | エ　リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ 　　　　　　　  |  |  |
| 　　⑴　通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　830単位 | [ ]  |  |
| 　　⑵　当該日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　543単位 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣の定める基準〕 |  | 平27厚告95第25号 |
|  | ア　リハビリテーションマネジメント加算（A）イ　　次のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  | ⑴　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前に又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１以上の指示を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　⑴における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が⑴に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該会議の内容を記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑷　通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑸　通所リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から起算して６月以内は１月に１回以上、６月を超えた場合は３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑹　事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑺　以下のいずれかに適合していますか。㈠　事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスの従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。㈡　事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑻　⑴から⑺までに掲げる基準に適合することを確認し、記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | イ　リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ　　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ⑴　リハビリテーションマネジメント加算（A）イの⑴から⑻までに掲げる基準のいずれにも適合していること。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ウ　リハビリテーションマネジメント加算（B）イ　　次のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  | ⑴　リハビリテーションマネジメント加算（A）イの⑴から⑶まで及び⑸から⑺までのいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　通所リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　⑴及び⑵に適合することを確認し、記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | エ　リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ　　次のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  | ⑴　リハビリテーションマネジメント加算（B）イの⑴から⑶までのいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境等を踏まえた(Survey)、多職種協働による通所リハビリテーション計画の作成(Plan)、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供(Do)、当該提供内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し等(Action)といったＳPDCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものです。 |  | 平12老企36第2の8(11)① |
|  | ※　「リハビリテーションの質の管理」とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うＡＤＬやＩＡＤＬといった活動をするための機能、家庭での役割を担うことや地域の行事に関与すること等といった参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているか管理することをいいます。 |  | 平12老企36第2の8(11)② |
|  | ※　本加算は、ＳＰＤＣＡサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものであることから、当該ＳＰＤＣＡサイクルの中で通所リハビリテーション計画を、新規に作成し直すことは想定しておらず、利用者の状態に応じて適切に当該計画の見直しが行われるものです。　　　したがって、「同意」とは、本加算を取得するに当たって初めて通所リハビリテーション計画を作成して得られた同意をいい、当該計画の見直しの同意とは異なることに留意してください。 |  | 平12老企36第2の8(11)③ |
|  | ※　リハビリテーションマネジメント加算(A)イ⑴、リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ⑴、リハビリテーションマネジメント加算(B)イ⑴又はリハビリテーションマネジメント加算(B)ロ⑴を取得後は、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ⑵、リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ⑵、リハビリテーションマネジメント加算(B)イ⑵又はリハビリテーションマネジメント加算(B)ロ⑵を算定するものであることに留意してください。　　　ただし、当該期間以降であっても、リハビリテーション会議を開催し、利用者の急性増悪等により引き続き月に１回以上、当該会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直していく必要性が高いことを利用者又は家族並びに構成員が合意した場合、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ⑴又はロ⑴若しくは（B）イ⑴又はロ⑴を再算定できるものとします。 |  | 平12老企36第2の8(11)④ |
|  | ※　リハビリテーション会議の構成員である医師の当会議への出席については、テレビ電話当情報通信機を使用してもよいこととします。なお、テレビ電話当情報通信機器にを使用する場合には、当該会議の支障のないよう留意してください。 |  | 平12老企36第2の8(11)⑤ |
|  | ※　リハビリテーション会議の開催頻度について、指定通所リハビリテーションを実施する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーションを実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業所並びに当該事業所の指定を受けている保健医療機関において、算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険又は医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて６月以上ある利用者については、算定当初から３月に１回の頻度でよいこととします。 |  | 平12老企36第2の8(11)⑥ |
|  | ※　厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16日老老発第３号）を参照してください。また、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、SPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこととします。 |  | 平12老企36第2の8(11)⑦ |
| 61短期集中個別リハビリテーション実施加算 | 　医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、退院(所)日又は認定日から起算して３月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、１日につき110単位を所定単位数加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注9 |
| ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定できません。 |  |  |
| ※　短期集中個別リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状況に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施するものです。 |  | 平12老企36第2の8(12)① |
| ※　「個別リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、退院（所）日又は認定日から起算して３月以内の期間に、１週につきおおむね２日以上、１日当たり40分以上実施するものでなければなりません。 |  | 平12老企36第2の8(12)② |
| 62認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の7注10 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しません。 |  |  |
|  | ア　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)　　退院（所）日又は通所開始日から起算して３月以内⇒１日　240単位  | [ ]  |  |
| イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)　　退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して３月以内　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒１月1,920単位 | [ ]  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
| ア　認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算(Ⅰ)１週間に２日を限度として個別にリハビリテーションを実施していますか。 | はい・いいえ | 平27厚告95第27号 |
| イ　認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算(Ⅱ)　次のいずれにも適合すること。 |  |  |
| ⑴　１月に４回以上リハビリテーションを実施している。 | はい・いいえ |  |
| ⑵　リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑶　リハビリテーションマネジメント加算（A）イ又はロ若しくは（B）イ又はロまでのいずれかを算定していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕 |  |  |
| イ　リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていますか。 | はい・いいえ | 平27厚告96第7号 |
| ロ　リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものとなっていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力（生活環境又は家庭環境へ適応する等の能力をいう。以下同じ。）を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施するものです。　 |  | 平12老企36第2の8(13)① |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、１週間に２日を限度として、２０分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定できるものである。なお、当該リハビリテーションの提供時間が２０分に満たない場合は、算定できません。 |  | 平12老企36第2の8(13)② |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションは、１月に８回以上実施することが望ましいですが、１月に４回以上実施した場合にも算定できます。その際には、通所リハビリテーション計画書にその時間、実施頻度、実施方法を定めたうえで実施してください。 |  | 平12老企36第2の8(13)③ |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)におけるリハビリテーション計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサービス提供ができる体制を整える必要があることから、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため、当該利用者の居宅を訪問してください。 |  | 平12老企36第2の8(13)④ |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)におけるリハビリテーション計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意してください。 |  | 平12老企36第2の8(13)⑤ |
|  | ※　本加算の対象となる利用者は、ＭＭＳＥ(MiniMental State Examination)又はＨＤＳ－Ｒ（改定長谷川式簡易知能評価スケール）においておおむね５点～25点に相当する者です。 |  | 平12老企36第2の8(13)⑥ |
|  | ※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施するよう留意してください。 |  | 平12老企36第2の8(13)⑦ |
|  | ※　本加算は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)についてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して３月以内の期間に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)についてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して３月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定できることとしているが、当該利用者が過去３月の間に本加算を算定した場合は算定できません。 |  | 平12老企36第2の8(13)⑧ |
| 63生活行為向上リハビリテーション実施加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して６月以内の期間に限り、１月につき1,250単位（予防は562単位）を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の7注11 |
| ※　短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定できません。 |  |  |
| ※　短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等により、この加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議により合意した場合を除き、この加算は算定できません。 |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | 次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第28号 |
|  | ⑴　生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑵　生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前１月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑷　通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（A）イ又はロ若しくは（B）イ又はロを算定していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑸　指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がか当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価を概ね１月に１回以上実施しています。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕 |  |  |
|  | 　リハビリテーションを行うに当たり、利用者数は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切ですか。 | はい・いいえ | 平27厚告96第8号 |
| 〔留意事項〕 |  |  |
| ※　当該加算の「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいいます。 |  | 平12老企36第2の8(14)① |
| ※　当該加算におけるリハビリテーション（以下「生活行為向上リハビリテーション」という。）は、加齢や廃用症候群等により生活機能の１つである活動をするための機能が低下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた６月間の生活行為向上リハビリテーションの実施内容を生活行為向上リハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、計画的に実施しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の8(14)② |
|  | ※　生活行為向上リハビリテーション実施計画書の作成や、リハビリテーション会議における当該リハビリテーションの目標の達成状況の報告については、上記〔厚生労働大臣が定める基準〕⑴によって配置された者が行わなければなりません。 |  | 平12老企36第2の8(14)③ |
|  | ※　生活行為向上リハビリテーション実施計画の作成に当たっては、本加算の趣旨及び下記②の減算について説明した上で、当該計画の同意を得るよう留意してください。 |  | 平12老企36第2の8(14)④ |
|  | ※　本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえ、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定してください。 |  | 平12老企36第2の8(14)⑤ |
|  | ※　本加算は、６月間に限定して算定が可能であることから、利用者やその家族においても、生活行為の内容の充実を図るための訓練内容を理解し、家族の協力を得ながら、利用者が生活の中で実践していくことが望ましい。また、リハビリテーション会議において、訓練の進捗状況やその評価（当該評価の結果、訓練内容に変更が必要な場合は、その理由も含む）等について、医師が利用者、その家族、構成員に説明しなければなりません。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の8(14)⑥ |
|  | ※　生活行為向上リハビリテーション実施計画書に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意してください。 |  | 平12老企36第2の8(14)⑦ |
| 64若年性認知症利用者受入加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合は、１日につき60単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の7注12 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
| 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていますか。 | はい・いいえ | 平27厚告95第18号 |
| ※　個別の担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。 |  | 平12老企36第2の8（15） |
| 65栄養アセスメント加算 | 次の⑴から⑷のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき50単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表6の注15 |
|  | ※　当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。 |  |  |
|  | ※　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 平12老企36第2の7(15)①準用 |
|  | ⑴　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していますか | はい・いいえ |  |
|  | ※　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行ってください。 |  | 平12老企36第2の7(15)②準用 |
|  | ⑵ 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵－２　栄養アセスメントについては、３月に１回以上、以下のアからエまでに掲げる手順により行っていますか。ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。イ　医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の7(15)③準用 |
|  | ⑵－３　利用者の体重については、１月毎に測定していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定できませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定することができます。 |  | 平12老企36第2の7(15)④準用 |
|  | ⑶ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 平27厚告95第28号 |
|  | ⑷ 定員超過減算及び人員欠如減算に該当していませんか。 | いない・いる | 平27厚告95第18の2号 |
| 66栄養改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注14 |
|  | ※　ただし、栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定することができます。 |  |  |
|  | ※　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 平12老企36第2の7(16)①準用 |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーションにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意してください。　なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね３月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。 |  | 平18-0317001号別紙1第2の6(7) |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
| ⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を１名以上配置していますか。 | はい・いいえ | 平27厚告95第29号 |
| ※　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行ってください。 |  | 平12老企36第2の7(16)②準用 |
| ⑵　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
| 〔栄養改善加算を算定できる利用者〕　栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とします。　ア　ＢＭＩが18.5未満である者　イ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「１」に該当する者　ウ　血清アルブミン値が3.5g／dl以下である者　エ　食事摂取量が不良（75％以下）である者　オ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 |  | 平12老企36第2の7(16)③準用 |
| ※　なお、次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。　・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）　・　生活機能の低下の問題　・　褥瘡に関する問題　・　食欲の低下の問題　・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）　・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）　・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、２項目以上「１」に該当する者などを含む。） |  |  |
| ⑶　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑶－２　栄養改善サービスの提供は、次のアからカに掲げる手順を経て行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の7(16)④準用 |
| ※　イにおいて作成した栄養計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得てください。なお、通所介護においては、栄養計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。 |  |  |
| ア　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。イ　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士等及びその他の職種の者が共同して、栄養食時相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。ウ　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。エ　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。オ　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。カ　サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。 |  |  |
| ※　イにおいて作成した栄養計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得てください。なお、通所介護においては、栄養計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。 |  |  |
| ⑷　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | はい・いいえ |  |
| ※　おおむね３月ごとの評価の結果、〔栄養改善加算を算定できる利用者〕のアからオに該当するものであって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できるものと認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供してください。 |  | 平12老企36第2の7(16)⑤準用 |
| ⑸　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
| 67口腔・栄養スクリーニング加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注14 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定できません。 |  |  |
|  | ア　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　20単位 | [ ]  |  |
|  | イ　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　５単位 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ア　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　　　　次のいずれにも適合していること。 |  | 平27厚告95第19の2号　 |
|  | ⑴　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ⑷　算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | 　㈠　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。　㈡　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |
|  | ロ　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　　次に掲げる⑴若しくは⑵のいずれかに適合すること。 |  |  |
|  | ⑴　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか㈠　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の⑴及び⑶に適合すること㈡　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。㈢　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | ⑵　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。㈠　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の⑵及び⑶に適合すること㈡　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。㈢　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 | はい・いいえ該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 平12老企36第2の7（17）①準用 |
|  | ※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施するべきものです。ただし、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）の場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。 |  | 平12老企36第2の7（17）②準用 |
|  | ※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供していますか。 |  | 平12老企36第2の7（17）③準用 |
|  |  ①　口腔スクリーニングア 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者イ 入れ歯を使っている者ウ むせやすい者 |  |  |
|  | ② 栄養スクリーニングア　ＢＭＩが18.5未満である者イ １～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年6月9日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「１」に該当する者ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者エ 食事摂取量が不良（75％以下）である者 |  |  |
|  | ※　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。 |  | 平12老企36第2の7（17）④準用 |
|  | ※　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算が算定できます。 |  | 平12老企36第2の7（17）⑤準用 |
| 68口腔機能向上加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、基準に掲げる区分に従い、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注16 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービス |  |  |
|  | ア　口腔機能向上加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　150単位 | [ ]  |  |
|  | イ　口腔機能向上加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　160単位 | [ ]  |  |
|  | ※　口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 平12老企36第2の7（18）①準用 |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーションにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意してください。　なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね３月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。 |  | 平18-0317001号別紙1第2の6(9) |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ア　口腔機能向上加算（Ⅰ）　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第30号　 |
| ⑴　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置しているますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑵　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑶　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑷　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑸　定員超過減算及び人員欠如減算に該当していませんか。 | いない・いる |  |
| ロ　口腔機能向上加算（Ⅱ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
| ⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）の⑴から⑸までのいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑵　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
| ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 平12老企36第2の7（18）⑦準用 |
|  | 〔口腔機能向上加算を算定できる利用者〕　　 |  |  |
|  | 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。ア　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者イ　基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の３項目のうち、２項目以上が｢１｣に該当する者ウ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 | はい・いいえ | 平12老企36第2の7（18）③準用 |
|  | ※　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。 |  | 平12老企36第2の7（18）④準用 |
|  | ※　利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。ア　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合　イ　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 |  |  |
|  | 〔口腔機能向上サービスの提供の手順〕 |  |  |
|  | ①　利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36第2の7（18）⑤準用 |
|  | ②　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ④　作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。 | はい・いいえ |  |
| ※　口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができます。 |
|  | ⑤　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑥　口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑦　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑧　⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑨　⑦の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。ア　口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者イ　口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 | はい・いいえ |  |
|  | ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 |  |  |
|  | ※　口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和３年３月１６日老認発0316第３号、老老発0316第２号）」を参照してください。 |  |  |
| 69サービス種類相互の算定関係 | 　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、通所リハビリテーション費が算定されていませんか。 | いない・いる | 平12厚告19別表7の注17 |
| 70重度療養管理加算 | 　厚生労働大臣が定める状態にある利用者（要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者に限る。）に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合に、１日につき100単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注18 |
|  | ※　ただし、所要時間１時間以上２時間未満の通所リハビリテーションを行った場合は、算定できません。 |  |  |
|  | ※　重度療養管理加算は、要介護３、要介護４又は要介護５に該当する者であって別に厚生労働大臣の定める状態（上記）にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、指定通所リハビリテーションを行った場合に当該加算が算定できます。また、当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記録しなければなりません。  |  | 平12老企36第2の8（19）① |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕 |  |  |
|  | 　次のいずれか該当する状態であること。（該当するものにチェック） |  | 平27厚告94第18号　平12老企36第2の8（20） |
|  | ⑴　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 | [ ]  |
|  | ※　当該月において１日当たり８回（夜間を含め約３時間に１回程度）以上実施している日が20日を超える場合とします。 |
|  | ⑵ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態に該当 | [ ]  |  |
|  | ※　当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っている場合とします。 |  |
|  | ⑶ 中心静脈注射を実施している状態 | [ ]  |  |
|  | ※　中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者である場合とします。 |  |
|  | ⑷ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 | [ ]  |  |
|  | ※　人工腎臓を各週2日上実施しているものであり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症をもつものである場合とします。A　透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病B　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）C　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するものD　出血性消化器病変を有するものE　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のものF　うっ血性心不全（NYHAⅢ度以上）のもの |  |
|  | ⑸　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 | [ ]  |  |
|  | ※　持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90％以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っている場合とします。 |  |
|  | ⑹ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 | [ ]  |  |
|  | ※　当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合とします。 |  |
|  | ⑺ 経鼻胃管や胃瘻の経腸栄養が行われている状態 | [ ]  |  |
|  | ※　経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合とします。 |  |
|  | ⑻ 褥瘡に対する治療を実施している状態 | [ ]  |  |
|  | ※　以下の分類で第3度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合とします第1度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）第2度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）第3度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある。第4度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している。 |  |
|  | ⑼ 気管切開が行われている状態 | [ ]  |  |
|  | ※　「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合とします。 |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　当該加算を算定できる利用者は、上のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であることとされています。なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載し、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみ記載しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の8（19）② |
| 71中重度者ケア体制加算 | ①　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合は、１日につき20単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の7注19 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
| 次のいずれにも適合していること。 |  | 平27厚告95号第31号 |
| ⑴　人員基準を満たす員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で１以上を確保していますか。 | はい・いいえ |
|  | ⑵　前年度又は算定日が属する月の前３月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者総数のうち、要介護３、要介護４又は要介護５の利用者の割合が100分の30以上となっていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を１名以上配置していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、人員基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で1以上確保する必要があります。　　このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で１以上確保していれば加算の要件を満たすこととなります。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第２位以下を切り捨てるものとします。　具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問25を参照してください。 |  | 平12老企36第2の7（9）①準用 |
|  | ※　要介護３、要介護４又は要介護５である者の割合については、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問31を参照してください。　なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算します。 |  | 平12老企36第2の7（9）②準用 |
|  | ※　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。　イ　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとします。　ロ　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の7（9）③準用 |
|  | ※　看護職員は、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて１名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。 |  | 平12老企36第2の7（9）④準用 |
|  | ※　中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。 |  | 平12老企36第2の7（9）⑤準用 |
|  | ※　中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとします。このプログラムとは、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所リハビリテーション計画又は別途作成する計画に設定し、通所リハビリテーションの提供を行うことが必要です。　　 |  | 平12老企36第2の7（9）⑥準用平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問38 |
| 72科学的介護推進体制加算 | 次の⑴と⑵のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月につき40単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表の7注20 |
|  | ※　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに以下の⑴と⑵の要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できます。 |  | 平12老企36第2の7（19）①準用 |
|  | ⑴　利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  | 平12老企36第2の7（19）②準用 |
|  | ⑵　必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、⑴に規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。 |  | 平12老企36第2の7（19）③準用 |
|  | ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。ウ ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 |  |  |
|  | ※　情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならないことに留意してください。 |  |  |
| 73同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 　指定通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は指定通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指定通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、１日につき９４単位を減算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注21 |
| 〔介護予防の場合〕　要支援１　　　　　　　　　　　376単位（１月につき）　要支援２　　　　　　　　　　　752単位（１月につき） |  | 平18厚労告127別表7の注7 |
| ※　「同一建物」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定通所リハビリテーション事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。　また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所リハビリテーション事業所の指定通所リハビリテーション事業者と異なる場合であっても該当します。 |  | 平12老企36第2の7（20）①準用 |
|  | ※　傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、２人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所リハビリテーション事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。　ただし、この場合、２人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所リハビリテーション計画に記載してください。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の7（20）②準用 |
| 74送迎減算 | 　利用者に対して、その居宅と通所リハビリテーション事業所の間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7の注22 |
|  | ※　利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。ただし、「同一建物等に居住する利用者に対する取扱い」の減算の対象となっている場合には、減算の対象とはなりません。 |  | 平12老企36第2の8（24） |
| 75移行支援加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(※)の末日が属する年度の次の年度に限り、1日につき１２単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7のニ |
|  | ※　評価対象期間は、移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年１月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間） |  | 平27厚告94第19号 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ⑴　次のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚告95第32号 |
| ①　評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを除く。）を実施した者の占める割合が、100分の3を超えていること。 |  |  |
|  | ②　評価対象期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。 |  |  |
|  | ⑵　12を通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数（小数点第３位以下は切り上げ）が100分の27以上であること。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　通所リハビリテーション終了者が指定通所介護の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画を移行先の事業所へ提供していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　移行支援加算におけるリハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬを向上させ、指定通所介護等に移行させるものです。 |  | 平12老企36第2の5（11）①準用 |
|  | ※　「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護は含まれず、算定対象となりません。 |  | 平12老企36第2の5（11）②準用 |
|  | ※　平均利用月数については、以下の式により計算します。イ　(ⅰ)に掲げる数÷(ⅱ)に掲げる数　　　(ⅰ)　当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計　　　(ⅱ)　（当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計＋当該事業所における評価対象期間の新規終了者の合計）÷２ロ　 イ(ⅰ)における利用者数には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含みます。ハ　 イ(ⅰ)における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションを利用した月数の合計をいいます。ニ　 イ(ⅱ)における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、１２月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱ってください。ホ　 イ(ⅱ)における新規終了者数とは、当該評価対象期間に当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションの利用を終了した者の数をいいます。 |  | 平12老企36第2の5（11）④準用 |
|  | ※　「指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを除く。）の実施」状況の確認に当たっては、通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ＡＤＬ及びＩＡＤＬが維持又は改善していることを確認してください。なお、電話等での実施を含め確認の手法は問いません。 |  | 平12老企36第2の5（11）⑤準用 |
|  | ※　「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定通所リハビリテーション終了者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16日老認発0316第３号・老老発0316第２号）の別紙様式2-2-1及び2-2-2のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で上記に列挙した事業所へ提供してください。なお、情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、上記通知にて示す別紙様式2-2-1並びに2-2-2の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えありません。 |  | 平12老企36第2の5（11）⑥準用 |
| 76サービス提供体制強化加算 | 　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、次の区分により、１回につき次の単位数を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7のホ |
| ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　22単位 | [ ]  |  |
|  | イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　18単位 | [ ]  |  |
|  | ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 6単位 | [ ]  |  |
|  | ※　上記ア～ウのいずれかの加算を算定している場合は、上記の他の加算は算定できません。 |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
| ア　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第33号 |
|  | ⑴　次のいずれかに適合していますか。・　通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること・　通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | イ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）次のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  | ⑴　通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上ですか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ウ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）次のいずれにも適合すること |  |  |
|  | ①　次のいずれかに適合していますか。・　指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。・　指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか | いない・いる |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を用います。 |  | 平12老企36第2の3（9）④準用 |
|  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降、届出が可能となるものです。　　　 |  | 平12老企36第2の3（9）④準用 |
|  | この場合にあっては、届出を行った月以降みおいても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36第2の3（9）⑤準用 |
|  | ※　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。 |  |  |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |  | 平12老企36第2の3（9）⑥準用 |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができることとします。 |  | 平12老企36第2の3（9）⑦準用 |
|  | ※　通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。 |  |  |
|  | ※　同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。 |  | 平12老企36第2の3（9）⑧準用 |
|  | ※　通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指します。　なお、１時間以上２時間未満の指定通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員に含まれます。 |  | 平12老企36第2の8(28)② |
|  | ※　介護予防通所リハビリテーションの取扱いについても同様です。　　１月につき、次の単位数を加算します。　⑴　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　要支援１　　88単位　　要支援２　　176単位　⑵　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　要支援１　　72単位　　要支援２　　144単位　⑶　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　要支援１　　24単位　　要支援２　　 48単位 |  |  |
| 77介護職員処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所りはびｒ事業所が、利用者に対し、通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間（（Ⅳ）及び（Ⅴ）については令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表7のヘ |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の47/1000 | [ ]  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の34/1000 | [ ]  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の19/1000 | [ ]  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）により算定した単位数の90/100 | [ ]  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）により算定した単位数の80/100 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第24号 |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
|  | 　ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。　イ　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。　　（計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付）　ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 |  |  |
| 　エ　キャリアパス要件等について、次に掲げる要件に基づく算定要件に応じて、介護職員処遇改善計画書に記載して届出をしている。　　〔キャリアパス要件Ⅰ〕　　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用（賃金に関するものを含む。）等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それらを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 |
|  | 　　〔キャリアパス要件Ⅱ〕　　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びＡ又はＢに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。　　　　Ａ・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　　　　Ｂ・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |  |  |
|  | 　　〔キャリアパス要件Ⅲ〕　　　次の①及び②の全てに適合すること。　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のＡ～Ｃのいずれかに該当する仕組みであること。 |  |  |
|  | 　　　　　Ａ・・・経験に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　　　Ｂ・・・資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |  |  |
|  | 　　　　　Ｃ・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |
|  | 　　　　　Ｃ・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 　　〔職場環境等要件〕　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。　　①　入職促進に向けた取組　　②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援　　③　両立支援・多様な働き方の推進　　④　腰痛を含む心身の健康管理　　⑤　生産性向上のための業務改善の取組　　⑥　やりがい・働きがいの情勢 |  |  |
|  | ＜各加算の算定要件＞　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。　加算(Ⅰ)　・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　加算(Ⅱ)　・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。　加算(Ⅲ)　・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 |  |  |
| 78介護職員等特定処遇改善加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表1のト |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の20/1000 | [ ]  |  |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の17/1000 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第24号の2 |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知） |  |  |
|  | 　ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。　イ　介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届出をしている。　　（計画書には必要に応じて就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類等を添付）　ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。　エ　賃金改善以外の要件について、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届出をしている。 |  |  |
|  | 　〔介護福祉士の配置等要件〕　サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）または（Ⅱ）の区分を算定していること。 |  |  |
|  | 　〔処遇改善加算要件〕　介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。※　特定処遇改善加算と同時に処遇改善加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含みます。 |  |  |
|  | 　〔職場環境等要件〕　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。　　※　この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、以下の①から⑥の区分ごとに1以上の取組を行うこと.。介護職員処遇改善加算と当該加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。　　①　入職促進に向けた取組　　②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援　　③　両立支援・多様な働き方の推進　　④　腰痛を含む心身の健康管理　　⑤　生産性向上のための業務改善の取組　　⑥　やりがい・働きがいの情勢 |  |  |
|  | 〔見える化要件〕特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。　　※　具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。なお、当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームぺージを活用する等、外部から見える形で公表すること。　　※　当該要件については、令和３年度は算定要件とはされません。 |  |  |
|  | ＜各特定加算の算定要件＞　特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。　特定加算(Ⅰ)・・・介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。　特定加算（Ⅱ)・・・現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。 |  |  |
| 第９　介護予防通所リハビリテーション費の算定及び取扱い　 |
| 7712月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合 | 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、１月につき、要支援１の利用者については20単位、要支援２の利用者については40単位をそれぞれ所定単位数から減算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告127別表7の注8 |
| ※　入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとします。 |  | 平18-0317001号第2の6(3) |
| ※　本取扱いについては、令和３年４月から起算して12月を超える場合から適用されます。 |  |  |
| 80運動器機能向上加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、１月につき225単位を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告127別表7のロ |
|  | イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を１名以上配置していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ロ　利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、　看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ハ　利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ニ　利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ホ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない・いる |  |
|  | ※　運動器機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意して行ってください。 |  | 平18-0317001別紙1第2の6(5)① |
|  | ②　運動器機能向上サービスについては、次のアからキまでに掲げるとおり実施していますか。 |  |  |
| ア　利用者ごとに医師又は看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握していますか。　 | はい・いいえ | 平18-0317001別紙1第2の6(5)③ア |
|  | イ　理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための概ね３月程度で達成可能な目標（「長期目標」という。） 及び長期目標を達成するための概ね１月程度で達成可能な目標（「短期目標」という。）を設定していますか。また、長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図られたものとなっていますか。 | はい・いいえ | 平18-0317001別紙1第2の6(5)③イ |
|  | ウ　利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、医師、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、１回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成していますか。その際、実施期間については、運動の種類のよって異なるものの、概ね３月程度とすること。 また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて当該運動器機能向上計画の対象となる利用者にわかりやすい形で説明し、その同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 平18-0317001別紙1第2の6(5)③ウ |
|  | 　　　なお、指定介護予防通所リハビリテーションにおいては、運動器機能向上計画に相当する内容をリハビリテーション計画書の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができます。 |  |  |
|  | エ　運動器機能向上計画に基づき、利用者毎に運動器機能向上サービスを提供していますか。　　　その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとしていること。　　　また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば、直ちに当該計画を修正していますか。 | はい・いいえ | 平18-0317001別紙1第2の6(5)③エ |
|  | オ　利用者の短期目標に応じて、概ね１月間毎に、利用者の当該短期目標と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行っていますか。 | はい・いいえ | 平18-0317001別紙1第2の6(5)③オ |
|  | カ　運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者毎に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していますか。　　　また、介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、ア～カまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 平18-0317001別紙1第2の6(5)③カ |
|  | ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは看護職員が利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はありません。  |  | 平18-0317001別紙1第2の6(5)③キ |
| 81選択的サービス複数実施加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、選択的サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告127別表7のト |
| ⑴　選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　480単位 | [ ]  |
| ⑵　選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　700単位 | [ ]  |
|  | ※　ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機機能向上サービスを算定している場合には、当該加算は算定できません。また、選択的サービス複数実施加算（Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを算定している場合においては、その他の選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定できません。 |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ⑴　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  | 平27厚告95第109号 |
|  | ①　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、２種類のサービスを実施していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ②　利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを１月につき２回以上おこなっていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑵　選択的サービス複数事業所加算(Ⅱ)次に掲げるいずれの基準にも適合していること。 |  |  |
| ①　利用者に対し、選択的サービスのうち３種類のサービスを実施していますか。 | はい・いいえ |
| ②　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)の②③の基準に適合していますか。 | はい・いいえ |
|  | ※　当該加算は、選択的サービスのうち複数のサービスを組み合わせて実施することにより、要支援者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものです。なお、算定に当たっては以下の点に留意してください。　　ア　実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。　イ　いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。　ウ　複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。 |  | 平18-0317001別紙1第2の6(10) |
| 82事業所評価加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（原則として、当該加算を算定する年度の前年の１月から12月までの期間とする。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数（120単位）を加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告127別表7のヘ |
|  | ※　生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定できません。 |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ⑴　定員利用・人員基準に適合しているものとして市長に届け出て選択的サービスを行っていますか。 | はい・いいえ | 平27厚告95第110号 |
|  | ⑵　評価対象期間における当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が１０人以上となっていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑶　（評価対象期間に選択的サービスを利用した者の数）÷（評価対象期間内に指定介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数）≧0.6　　となっていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ⑷　（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×２）÷（評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）≧0.7となっていますか。 | はい・いいえ |  |
| 第10　その他 |
| 83介護サービス情報の公表 | 　山梨県へ基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 | はい・いいえ | 法第115条の35第1項施行規則第140条の44 |